

2024年(令和6年) 9月10日

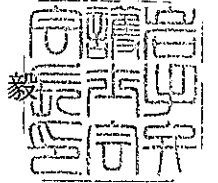
盛岡市議会議長 殿

請願者

盛岡市大通一丁目2番1号

岩手県産業会館本館2階

岩手弁護士会会長 前田



刑事訴訟法の再審に関する規定の改正を求める請願書

紹介議員

千葉 伸行

神部 伸也

中村 亨

太田 隆司

佐藤 尚弘

後藤 百合子

縄手 豊子

請願第 7 号



刑事訴訟法の再審に関する規定の改正を求める請願

請 願 の 趣 旨

国家による重大な人権侵害であるえん罪被害は、再審手続により早期かつ確実に救済されなければならない。

しかしながら、再審手続は、刑事訴訟法にわずか19条の規定があるのみで、事件によっては証拠開示が実現せず、また再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって手続が長期化するなど、えん罪被害者救済の制度として極めて不十分である。

再審開始が決定し、最終的に無罪が言い渡された多くのえん罪事件で、再審請求手続において開示された証拠が再審開始判断に大きな影響を及ぼしている。一方で、証拠開示に関する規定がないため、再審請求人による証拠開示の求めに対して裁判所が消極的な姿勢に終始し、あるいは裁判所が証拠開示を促すなどしても検察官がこれを拒み、または一部のみ開示するなど、請求人がえん罪を晴らしうる証拠にたどり着くのが極めて困難な状況をもたらしている。

この問題については、2016年（平成28年）の刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成28年法律第54号）附則第9条3項において、「政府は、この法律の公布後、必要に応じ、速やかに、再審請求審における証拠の開示…について検討を行うものとする。」と規定されたにもかかわらず、法制化には至っていない。

再審手続では、再審開始決定の確定後、最終的に再審公判において請求人が有罪かどうか判断される。いったん裁判所が再審開始を決定した場合、確定判決の有罪判断に対して合理的な疑いが生じたといえるが、これに対して検察官が不服を申し立てることで、さらに請求人が手続負担を強いられ、長期の審理期間を要する事態をもたらしている。

以上の問題がえん罪被害者の早期かつ確実な救済の妨げになっていることは明らかであり、これらを解消するため、当会は、

- 1 再審請求手続における真実発見に必要なかつ相当な捜査機関保管証拠の開示を義務付ける規定を創設すること
- 2 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること

を内容とする刑事訴訟法の改正を速やかに行うべきと考える。

ついては、地方自治法 99 条に基づき、盛岡市議会から政府及び国会に意見書を提出していただきたく、請願する。

盛岡市議会議長 殿

2024 年（令和 6 年） 9 月 10 日

岩手弁護士会

会長 前田



請 願 の 理 由

第 1 再審制度の目的と問題点

日本国憲法の制定により不利益再審が禁止され（同 39 条）、再審手続はえん罪被害者の救済を目的とする制度であることが明確になった。

しかし、現行刑事訴訟法は、「再審の請求は…有罪の言渡を受けた確定判決に対して、その言渡を受けた者の利益のために、これを行うことができる」

（同法 435 条）と改正し、刑事訴訟法の不利益再審を廃止した以外はそのまま引き継ぎ、早期かつ確実な救済のための請求人の権利や手続保障が図られないまま、現在に至っている。

第 2 捜査機関保管証拠の開示について

1 証拠開示の重要性

近時、再審無罪が確定した布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件においては、再審請求手続又はその準備段階で開示された証拠が再審開始の判断に強い影響を及ぼした。また、係属中の袴田事件、大崎事件、日野町事件においては、再審請求手続中に開示された証拠を検討し、新証拠の発見ひいては再審開始決定の獲得に結びついている。

再審無罪となった湖東事件にあつては、警察が、検察庁に対し捜査段階に

作成された事故死の可能性を指摘する報告書を送致していなかったことが再審公判手続で明らかとなった。これが確定審段階で開示されていれば、長期にわたるえん罪被害が起きなかったとさえ言える。

2 現行法下での弊害

このように、再審請求手続における証拠開示は、えん罪被害者を救済するため極めて重要な手段である。

ところで、現行刑事訴訟法の再審制度は、その審理の在り方について、事実の取調べを受命裁判官または受託裁判官によって行われることができる旨が定められているのみで、職権主義を採用し、裁判所の広範な裁量に委ねている。そのため、上記の各事件において証拠開示が実現した場面では裁判所が検察官に対して積極的な訴訟指揮権を行使して証拠開示を実現した一方、裁判所が訴訟指揮権行使に消極的であるため一向に証拠開示が実現しない事件も少なくない。

さらに、裁判所が証拠開示を求めても、検察官がこれを拒み、不十分な開示に留める消極姿勢を示すことが多く、存在しているはずの証拠を「不見当」あるいは「不存在」と回答し、後になって存在が判明した大崎事件の実例もある。

3 あるべき法改正

再審制度が真実発見とりわけ請求人の利益のために存し、これに裁判所の裁量は縛られるべきであるが、現行法下でこのような運用に至っていない以上、請求人の求めによりあるいは職権で、裁判所が検察官に対して、真実発見に必要なかつ相当な捜査機関保管証拠の開示を命じること、これに対して検察官に開示を義務付けることを、法改正により実現すべきである。

第3 検察官の不服申立て禁止について

1 検察官による不服申立の実情

袴田事件では、2014年3月27日に再審開始の決定及び袴田氏の死刑及び拘置の執行を停止する旨の決定がなされたにもかかわらず（第2次再審請求）、検察官上訴がなされた結果、再審開始決定から約9年が経過した2023年3月21日、ようやく再審が開始されることが確定した。

名張事件では、2005年4月5日に再審開始の決定がなされたにもかかわらず（第7次再審請求）、検察官上訴がなされた結果、再審開始決定が取り消され、当初の再審開始決定から18年以上が経過した現在も再審は開始されていない。

大崎事件では、2002年3月26日に再審開始の決定がなされたにもかかわらず（第1次再審請求）、検察官上訴がなされた結果、再審開始決定が取り消され、当初の再審開始決定から21年以上が経過した現在も再審は開始されていない。

また、松橋事件（後に再審において無罪が確定）では、特別抗告理由が憲法違反及び最高裁判所の判例違反等に限定されているにもかかわらず、検察官が明らかに理由のない特別抗告申立てを強行したことにより、再審開始決定の確定が大幅に遅れるに至った。

2 検察官不服申立ての不当性

再審請求手続では職権主義が採用され、元被告人が請求人である場合、同手続において検察官は当事者的立場にはない。このことは、先に述べた検察官の証拠開示に対する消極姿勢の要因にもなっている。しかし、裁判所が再審開始を決定すると不服を申し立て、突如として請求人の利益を妨げようと当事者のごとく振舞っているのである。

有罪の確定判決に対して裁判所が再審開始を決定したことは、もはや確定判決の判断に誤判の疑いが生じたと評価できる。これに対して検察官は、なお当該事件が有罪であると判断すれば、開始決定後の再審公判で主張立証することが可能であるにもかかわらず、ことごとく開始決定に対して不服申立てを行い再審請求審が長期にわたる事態を生じさせている。

3 あるべき法改正

元被告人の再審請求に対して検察官が当事者的立場にないにもかかわらず、現行法下でその不服申立てが許容され、請求人の利益を害する運用になっている以上、再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止することを、法改正により実現すべきである。

以上